

独立行政法人国立精神・神経医療研究センターにおける クラスター研究棟オープンラボの利用の公募

独立行政法人国立精神・神経医療研究センターは、クラスター研究棟内のオープンラボの利用について公募することとしますので、希望する者は次のとおり申請書を提出願います。

平成25年10月23日

独立行政法人
国立精神・神経医療研究センター
総長 樋口 輝彦

1. 事業概要

(1) 運営内容

独立行政法人国立精神・神経医療研究センターにおけるクラスター研究棟オープンラボを活用して研究を行う。

また、利用者は、総長が指定する国立病院・神経医療研究センター（以下、「センター」という。）の建物の一部を有償で借り受け、センターと協議の上、研究に必要な設備整備等を行い、オープンラボを利用する。

(2) 運営期間

オープンラボの利用期間は原則1年とし、利用期間を更新する場合は改めて審議する。

2. 参加資格

(1) 目的

次に掲げる研究を行う研究担当者及び研究協力者が利用し、センターの研究推進に寄与することを目的とする。

- ① センターの研究戦略に基づく重点的な研究、部局横断的な研究、産業界との研究協力に繋がる研究。
- ② センターの研究戦略に基づき、産学の連携を推進する製品化・事業化を目指す応用、開発、実用化研究等。

(2) 利用の範囲

次に掲げるいずれかの研究を行う者が利用できるものとする。

- ① 競争的資金を用いて行う研究。
- ② 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター受託・共同研究取扱規程に基づく研究。
- ③ 精神・神経・筋疾患および発達障害に関する基礎・臨床研究に関連する事業であること。
- ④ センター内の臨床・研究部門による共同研究利用等によって、センターの研究の推進・発展に寄与する事業であることが望ましい。
- ⑤ その他センターの研究戦略上、特に必要と認めた研究。

(3) 申請者に要求される資格

- ① 財政状況及び資金状況に問題がないこと。
- ② 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ③ 当該事業を賃貸借契約期間中、継続的に運営できること。

3. 運営場所及び費用負担等

(1) 運営場所

国立精神・神経医療研究センター（東京都小平市小川東町4-1-1）内（地図：別紙）

* 予定面積・最低賃貸料「精神・神経医療研究センター土地建物等貸付料設定基準」による

事業	場所	貸付予定面積	最低賃貸料 / 年
オープンラボ	クラスター研究棟 貸しラボ2・3	97.6㎡	3,279,366円

- (2) 運営に係る費用負担
- ・利用代表者は、オープンラボに係る経費を負担するものとする。ただし、総長が特に必要と認めた場合は減免することができる。
 - ・経費及び納付方法は、センターとの定期建物賃貸借契約の締結によるものとする。
 - ・契約期間中「精神・神経医療研究センター土地建物等貸付料設定基準」に基づき、貸付料を見直すこともある。
 - ・使用した電気、水道、ガス等の料金は、センターがメーター等により確認の上計算し、請求するので、適正に納めること。
 - ・電気、水道、ガス等の開設、電源配線は、運営者負担とする。
(クラスター研究棟の電盤迄は配線済み、LAN配線・外線電話の回線は設置済み)
 - ・契約が終了となる場合は、自らの責任で引き渡し時の状態で返還するものとする。
 - ・職員以外の者が、センターが所有する医療機器・検査機器のうち、職員以外も利用可能な機器を使用する際は、利用回数に応じ定められた料金を別途納めること。
- (3) 管理責任
- ・オープンラボを利用するにあたっては、「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設管理規程」を適用するものとする。
- (4) 留意事項
- ・国立精神・神経医療研究センター及びトランスレーショナル・メディカルセンター(略称：TMC)の設立趣意を反映した運営とすること。
 - ・オープンラボの運用・研究成果・事業報告等については「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター オープンラボに関する内規」に準じる。
 - ・オープンラボ利用者は、センターの諸規則を遵守しなければならない。

4. 手続等

(1) 担当部門

企画経営部企画医療研究課 四元 (ヨツト)
〒187-8551 東京都小平市小川東町4-1-1
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
電話：042-341-2711 (内線2218)
メールアドレス：k.ogawa@ncnp.go.jp

(2) 申請方法、提出期限

利用者の代表者が、別紙「様式1 オープンラボ利用申請書」に必要事項を記載し、総長宛てに申請すること。

- 提出期限
平成25年11月8日(金) 必着 17時00分迄
- 提出先
(1)の担当部門宛て
- 提出方法
持参又は郵送。

(3) その他

- ・申請書提出及び契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・虚偽の内容が記載されている申請書は、無効とする。
- ・必要に応じて、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

5. 選考方法

提出された「様式1 オープンラボ利用申請書」に基づき、国立精神・神経医療研究センターオープンラボ審査委員会の審議を経て、総長が許可する。必要に応じプレゼンテーションを実施する。

6. 決定の通知

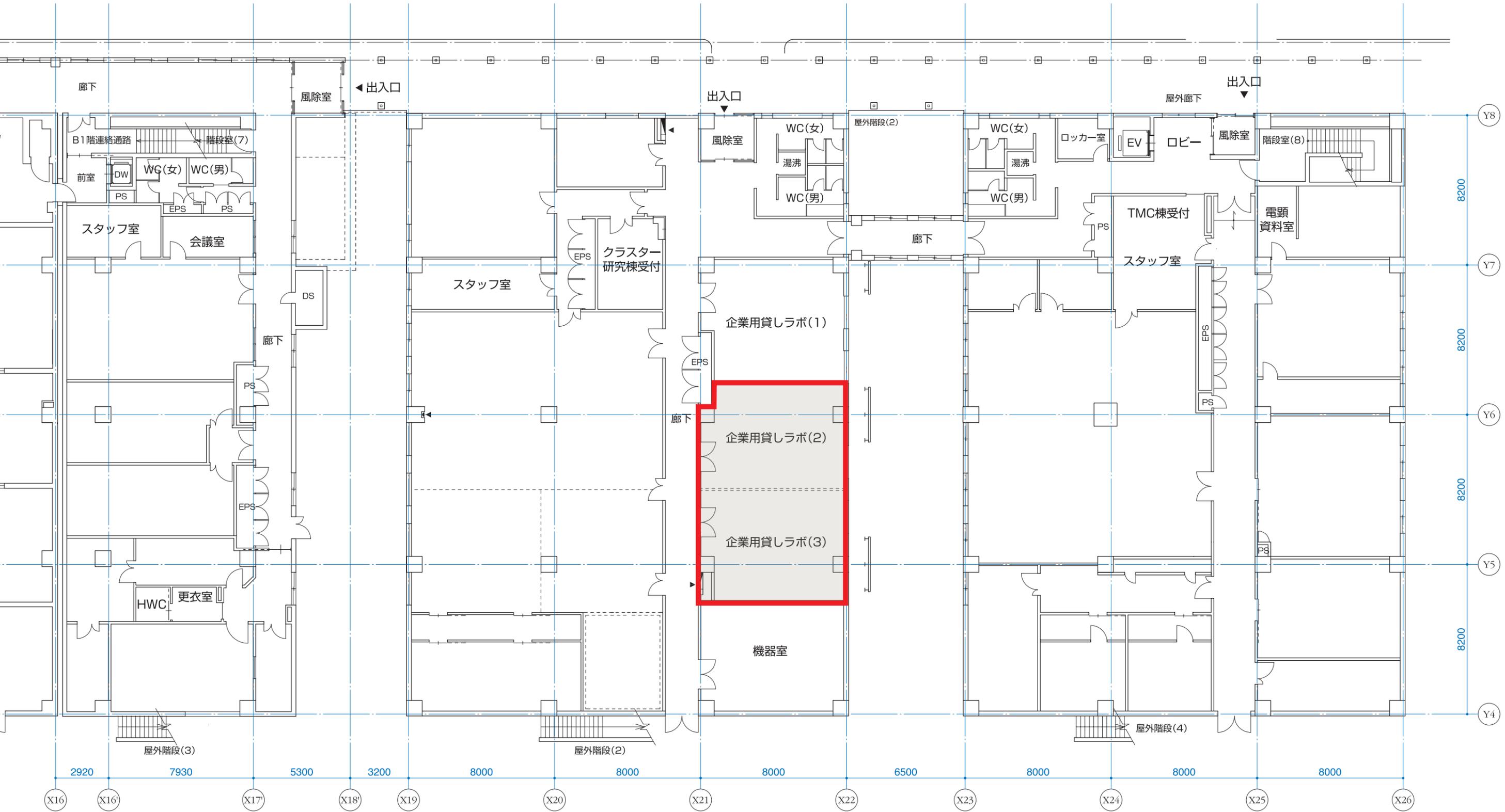
採択が決定次第、別紙「様式2 オープンラボ利用許可書」により利用代表者に通知する。
平成25年11月18日(月)頃を予定。

以上

【 IBIC棟 】 1F

【 クラスター研究棟 】 1F

【 TMC棟 】 1F



【 IBIC棟 】

【 クラスター研究棟 】

【 TMC棟 】